

令和8年度版

# 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛 産地支援事業の手引き



酪農・肉用牛経営の持続的な発展を図り、国際情勢等に影響を受けやすい輸入飼肥料に過度に依存しない安定した酪農・肉用牛経営を推進するため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料を生産する取組等を支援します。

農林水産省

# 目次

## ○ 事業への参加要件

支援対象者	1
酪農・肉用牛経営者の参加要件	2
対象牛1頭当たりの飼料作物作付面積の確保	3
酪農経営と肉用牛経営の両方を経営している場合	4
（参考）農作業受託地・契約栽培地	5
クロスコンプライアンス	6

## ○ 支援対象となる取組及び支援内容

支援対象となる取組及び支援内容	13
1. 良質な飼料生産の取組方法	14
飼料生産計画（5か年及び各年）の作成例	15
飼料生産計画の作成手順	17
同じ作付地で重複して実施することが可能な取組	19
1) 栄養収量の高い草種等への変更	20
2) 早晩品種の組み合わせ・マルチ栽培の導入	21
3) マメ科等の混播・追播	22
4) 二毛作又は二期作の導入	23
5) 良質な二番草・三番草の生産	24
6) 適切な草地更新による地力の改善	25
7) 集約放牧による牧草生産性向上	26
2. 飼料の有機栽培	27
飼料生産組織として参加する場合	28

## ○ 事業への参加手続

参加の手順・手続き	29
取組実施状況の確認と証拠書類等の保管	30
他の補助事業と併用する場合の注意事項	32
問い合わせ先	33

# 支援対象者

## 支援対象者

- ◆ 地域の酪農経営者、肉用牛経営者等で組織された**団体**\*（以下、「地域協議会」という。）を支援対象とします。
- ◆ 運営や取組の実施体制に応じて、市町村、農業者団体等を含めることが可能です。

<地域協議会の会員の例>

- 酪農経営者
- 肉用牛経営者
- 乳用育成牛経営者
- TMRセンター
- 市町村
- 農業協同組合 等



※農業協同組合等の農業者団体やクラスター協議会等の**既存の協議会**でも可

## 地域協議会の事業参加要件

- ① 組織及び運営についての規約を定めていること
- ② 運営を行うための事務局を設置していること
- ③ 適切に事業を実施できる体制を有すること



### ポイント POINT

- ✓ 事業への申請手続、取組計画の作成、取組の実施及び進捗確認を行うことが必要です。
- ✓ 交付金の活用方法を規約等に定め、定めた方法に従い会計処理を行うことが必要です。
- ✓ 交付金を受領する口座は、**組織名義又は代表者名義**とし、**収支の確認**ができることが必要です。

<交付金の活用方法>

地域協議会は、交付金を酪農・肉用牛経営者等に配分するほか、飼料生産にかかる共同の取組や本事業の実施に係る経費に充当することが可能です



- ④ 環境負荷低減の基本的な取組を実施していること

「みどりチェック」チェックシートを提出することが必要です。

詳細はp 6 を参照

# 酪農・肉用牛経営者の参加要件

## 事業に参加する酪農・肉用牛経営者等の要件

① **酪農経営者**は、事業実施年度を通して**生乳を出荷**していること

4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等については、10月1日以降継続して生乳出荷があること。

② **肉用牛経営者**は、事業実施年度に継続して牛を飼養し、年度内に**牛の出荷・販売実績**があること

肉用牛経営者には、未經産の乳用牛のみを飼養している経営者を含みます。4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等については、10月1日以降継続して牛を飼養していること。

③ ①の**酪農経営者**又は②の**肉用牛経営者**で組織された**飼料生産組織**は、

- ✓ 法人の場合は、農地所有適格法人であること
- ✓ 任意の集団の場合は、以下の内容について取り決めた規約を有しており、飼料生産の作業の共同化を図り、共同化に係る経理を一元化していること

<規約に取り決める事項>

- ・ 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ・ 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ・ 集団の会計処理に関する事項



④ **酪農経営者**、**肉用牛経営者**及び**飼料生産組織**は、牛1頭当たりの飼料作物作付地を基準面積以上確保していること

(詳細はp3を参照)

(基準面積：北海道で40a/頭、都府県で10a/頭)

⑤ **酪農経営者**、**肉用牛経営者**及び**飼料生産組織**は、クロスコンプライアンスを満たしていること (詳細はp6を参照)

- ✓ 環境負荷低減の取組を実施していること
- ✓ 配合飼料価格安定制度の加入要件を満たしていること
- ✓ 生乳需給安定への取組を実施していること



(自社で加工・販売を行う場合)

自ら生乳を生産・加工・販売していることが証明できる資料があれば出荷要件を満たしていると判断できます。

# 対象牛1頭当たりの飼料作物 作付面積の確保

ア 飼料作物作付延べ面積



≥

イ 対象牛の飼養頭数



基準面積

北海道：40 a / 頭

都府県：10 a / 頭

10 a 未満は切捨て

例えば北海道で、対象牛1頭あたりの飼料作物作付面積が39.9a/頭の場合は事業に参加できません

## ア 飼料作物作付延べ面積とは？

◆ 事業年度に飼料作物を作付・収穫している下表の農地又は採草放牧地の延べ面積であり（放牧に供している作付地は、収穫しているとみなします）、単年生飼料作物の場合は、二期作、二毛作の2作目まで対象となります。永年生飼料作物の2番草、3番草は対象外となります。

◆ 公的機関等の書類により面積が確認できることが必要です。

表：対象となる農地又は採草放牧地※

自己所有地	飼料作物作付地	ア 飼料作物作付延べ面積
借地		
農作業受託地		
耕種農家との契約栽培地		
単年生飼料作物の二期作・二毛作の2作目の作付地		

※作付・収穫（放牧を含む）を行っていない土地は対象となりません。

## イ 対象牛の飼養頭数とは？

◆ 牛個体識別台帳に4月1日時点で登録されている以下の牛の頭数です。

- ① 酪農経営者  
満24か月齢以上の乳用雌牛、満7か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛
- ② 肉用牛経営者  
満7か月齢以上の牛（品種・雌雄は問いません）

◆ ただし、4月1日時点で牛を飼養していない新規就農者等の場合は、9月30日時点の頭数とします。



ポイント 家畜改良センターへの飼養牛の届け出を適切に行っていることが必要です。

# 酪農経営と肉用牛経営の両方を 経営している場合

## パターンA

農場の地番や管理者が異なり  
牛個体識別管理者番号が異なる



酪農経営と肉用牛経営で分けて、  
2つの経営として事業に参加

- ✓ 作付地は、乳用牛と肉用牛の給与割合に従って、酪農経営と肉用牛経営に分けてください。
- ✓ TMRセンターを利用している場合は、粗飼料割合も考慮の上で、乳用牛と肉用牛の給与割合に応じて、作付地を酪農経営と肉用牛経営に分けてください。



**ポイント POINT** 飼料生産記録と給与記録を保存する必要があります

【例 作付地の分け方】



90 : 10

(ロール数、体積、重量の比等)

作付地 = 90 ha : 10 ha

## パターンB

同一農場内で飼養しており、  
牛個体識別管理者番号が同じ



肉用牛も含む酪農経営として  
事業に参加

- ✓ 飼養頭数は、24か月齢以上の乳用雌牛と7か月齢以上の肉用牛が対象となります。



**ポイント POINT**

- 牛個体識別管理者番号が共通の場合であっても、生産した飼料の給与量等を乳用牛と肉用牛に分けることができる場合は、パターンAに準じて、酪農経営部分と肉用牛経営部分を分け、要件を満たす部分のみ（例えば酪農経営部分のみ）で事業に参加することが可能です。
- 例えば酪農経営部分のみとする場合、飼養頭数は、24か月齢以上の乳用雌牛頭数、飼料生産計画に含めることができる作付地は、乳用雌牛に給与している飼料作物を生産している作付地のみとなります。

# (参考) 農作業受託地・契約栽培地

## ■ 農作業受託地とは？

- ◆ 農地の所有者（委託者）から農作業の委託を受けて、飼料作物を作付・収穫を行った農地又は採草放牧地



**ポイント** 以下の事項を約した**契約書が必要**です。

なお、**委託者と受託者の両者が、同じ土地をそれぞれの飼料作物作付地に重複して算入することはできません。**



- 1 受託者は、基幹的な作業※の全てを委託者から受託し、自ら作業を行うこと
- 2 受託者は、生産した飼料作物（委託者に所有権があると判断できるもの）を①委託者から買い取る又は、  
②委託者から販売を受託して第三者に対して販売すること
- 3 受託者は、委託者から農作業受託の対価（委託料等）を受け取ること  
（受託者が生産した飼料作物や、生産した飼料作物を第三者へ販売した利益を対価とすることも可）

※「基幹的な作業」は耕起・整地、施肥、播種、収穫、乾燥・調製の全ての作業を言います。

## ■ 契約栽培地とは？

- ◆ 耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを契約した農地又は採草放牧地



**ポイント** 以下の事項を約した**契約書が必要**です。



- 1 耕種農家やコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること
- 2 酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等またはコントラクター等が行う役務もしくは、生産された飼料作物に対する対価を支払うこと（現物を対価とすることも可）

注)

- ✓ 対価を支払ったことが確認できるよう、領収書等（現物の場合は、受取量、受取日時、署名のある確認表等）を保管する必要があります。
- ✓ 公的書類等により作付面積が確認できる必要がありますので、契約時に確認してください。

# クロスコンプライアンス①

## ■ 環境負荷低減の取組の実施

- ◆ 「みどりの食料システム戦略」においては、政策手法のグリーン化の取組として、施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくこととしています。
- ◆ 環境負荷低減の基本的な取組を実施していることが事業参加への要件となりますので、各取組の具体的な内容や確認ポイントが記載された解説書を読み、「みどりチェック」チェックシートを用いて、取組状況を確認してください。



「みどりチェック」の取組内容の解説書はこちら

<農林水産省ウェブサイト>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

## ■ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

- ◆ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、同制度への**継続加入等が事業参加への要件**となります。
- ◆ ①配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び②配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約について、以下の（１）から（４）のいずれかに該当する必要があります。

- （１）事業実施年度の前年度において契約を締結している者が、引き続き事業実施年度において契約を締結していること。
- （２）新たに事業実施年度から契約を締結している者であること。
- （３）前年度及び事業実施年度とも契約を締結していない者であること。
- （４）前年度は契約をしていたが、事業実施年度は契約を締結しない者にあっては、配合飼料の給与を完全に中止していること。

# クロスコンプライアンス②

## ■ 生乳需給安定の取組の実施

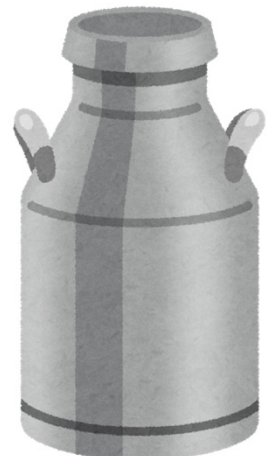
- ◆ 生乳需給の安定のため、この事業の受益者となる酪農経営者（沖縄県又は伊豆諸島は除く）は、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」（令和7年2月28日付6畜産第3109号農林水産省畜産局長通知）に規定する要件を満たすことが事業参加への要件となります。
- ◆ 事業の申請月の属する四半期の前々四半期末までの12か月分の全ての取引乳量に応じた金額を継続して拠出していることが、要件となります。
- ◆ ただし、令和8年12月以前に申請する場合は、令和7年10月分以降の実績が確認対象となります。具体的には、
  - ① 令和8年1月～3月は、令和7年10月分
  - ② 令和8年4月～6月は、令和7年10月～12月分
  - ③ 令和8年7月～9月は、令和7年10月～令和8年3月
  - ④ 令和8年10月～12月は、令和7年10月～令和8年6月の全ての取引乳量に応じた金額を継続して拠出していると確認できることが要件となります。

<生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口>

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c\\_gyunyu/kurokon\\_madoguchi.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html)

<農林水産省ウェブサイト>

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>



# みどりチェック(畜産経営体向け)

## 「みどりチェック」 チェックシート (畜産経営体向け)

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

↓該当する方に○

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ GAP・HACCPについて可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ ※和牛生産を行っている場合(該当しない□) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない□) 家畜排せつ物の管理基準の遵守
適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	⑨ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑩ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑪ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑫ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑬ ※飼料生産を行う場合(該当しない□) 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑯ ※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

### <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

# みどりチェック(地域協議会向け)

## 「みどりチェック」 チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

解説書

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は口にチェックしてください。



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>	
<input type="checkbox"/>	④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
<input type="checkbox"/>	⑥	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑦	資源の再利用を検討

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

### <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

# 生乳クロコンに係るチェックシート (酪農経営者向け)①

## 1 申請者（酪農経営体）の情報

ア 申請年月日	
イ 申請する補助事業名	
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	
エ 申請者名(法人の場合は法人名を記載)	
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	
ク 経産牛飼養頭数(令和 年 月末)	頭
ケ 別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の 右欄に掲げる月の全取引乳量 (令和 年 月分)	kg

別表：補助金の申請を行う月ごとの拠出金の実績の確認を行う期間及び全取引乳量を記入する対象となる月

補助事業の申請を行う月	対象期間	全取引乳量を記入する対象となる月
4月から6月まで	前年1月から前年12月まで	前年12月
7月から9月まで	前年4月から当年3月まで	当年3月
10月から12月まで	前年7月から当年6月まで	当年6月
1月から3月まで	前々年10月から前年9月まで	前年9月

注：令和8年1月から3月までに申請を行う場合には、令和7年10月分の全取引乳量を記入すること。

# 生乳クロコンに係るチェックシート (酪農経営者向け)②

2 生産した生乳の取引先 (チェックボックスにチェックしてください。)

- コ  指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引  
サ  指定生乳生産者団体以外の事業者<sup>ニ</sup>に全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ
---

- ス  自家加工等<sup>ニ</sup>に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項 (チェックボックスにチェックしてください。)

- セ  畜産局長が認定した生乳需給安定化事業<sup>ニ</sup>に対して、当該事業を運営管理する認定運営団体等が定める単価や拋出方法等に従い、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる対象期間<sup>ニ</sup>の自らの全取引乳量 (複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計) に応じた拋出金の納付を行いました。

※ 令和8年1月から3月までに申請を行う場合には令和7年10月。令和8年4月から12月までに申請を行う場合には令和7年10月から別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる全取引乳量を記入する対象となる月までの期間

- ソ  以下の(1)～(3)の内容について、同意します。

(1) 農林水産省や(独)農畜産業振興機構(同機構が実施する補助事業に限る。以下同じ。)、地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき拋出金を納付していることが分かる伝票(乳代精算書、領収書、請求書等)を提出すること。

(2) 農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること。
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において本チェックシートで申告された情報を利用すること。
- ③ 生乳需給安定化事業を運営管理する認定運営団体等や当該認定運営団体等に拋出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拋出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること。

(3) 生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。

# 生乳クロコンに係るチェックシートリスト (地域協議会向け)

生産者No.	申請年月日	申請する補助事業名	牛の個体識別システム農家コード(10桁)	生産者氏名(法人の場合は会社名)	その他取引先の有無	郵便番号	都道府県	市町村	市町村以下の住所	経産牛飼養頭数(頭)	補助事業申請月の3か月前の全取引乳量(kg)	確認事項への同意
記入例	R〇. 〇. 〇	飼料生産基盤立	123456789	農林 太郎	無	100-8950	東京	千代田区	霞ヶ関1丁目2番1号	60	50,000	〇
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

